

本龍寺本堂建設委員会規約

〈名称と事務局〉

第1条 この委員会は、本龍寺本堂建設委員会（以下「建設委員会」という）と称し、事務局を本龍寺〔愛知県安城市和泉町中本郷41〕に置く

〈目的〉

第2条 建設委員会は、本龍寺境内に本堂等を建設し、地域社会に貢献することを目的とする

〈事業〉

第3条 建設委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う

- (1) 本堂建設の設計並びに建設の推進及び監理
- (2) 本堂に付帯する施設の充実及び環境整備
- (3) 本堂建設に必要な資金の募財
- (4) 本堂建設後の落慶法要に関わる事業
- (5) その他、この委員会の目的達成に必要な事業

〈委員会の構成と任期〉

第4条 建設委員会は、和泉町内会の各組より選出された委員、建設発起人、本龍寺住職と責任役員と総代、委員長の委嘱した者により構成する

第5条 建設委員会は、平成27年10月10日に発足し、すべての事業が終了し、決算報告されたときをもって解散する

2 建設委員の任期は、建設委員会の発足から解散までの間とする

〈役員の設定と職務〉

第6条 建設委員会には、次の役員を置く

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 会計 若干名
- (4) 監査 若干名
- (5) 顧問 若干名

第7条 役員の仕事は次のとおりとする

- (1) 委員長は、建設委員会を代表し業務を統括する
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する
- (3) 会計は、建設委員会の経理をつかさどる
- (4) 監事は、会計事務を監査する

〈会議〉

第8条 会議は次のとおり行う

- (1) 会議は委員長が招集する
- (2) 会議の議長は委員長がこれにあたる
- (3) 議事は出席者の過半数の同意で決する

〈規約の改定〉

第9条 建設委員会は、必要に応じて本規約を改定することができる

附則

この規約は、平成27年10月10日から施行する